

**函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年函館市条例
第25号） 新旧対照表【第3条関係】**

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項および第55条の10の2（第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（第160条において準用する場合を含む。），第165条の3，第172条，第182条（第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条および第263条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「<u>講ずるよう努めなければ</u>」とし，新条例第55条（第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第121条，第139条（第165条の3および第172条において準用する場合を含む。），第157条，第179条，第194条，第213条，第232条および第243条（第254条および第263条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</p> <p style="text-align: center;">（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第4条 施行日から令和6年3月31日までの間，新条例第55条の2の2（第63条，第75条，第85条，第94条，第124条，第143条（第160条において準用する場合を含む。），第165条の3，第172条，第182条（第197条において準用する場合を含む。），第218条，第235条，第249条，第254条および第263条</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（虐待の防止に係る経過措置）</p> <p>第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、この条例による改正後の函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項（<u>第89条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。</u>）および第55条の10の2（<u>第94条において準用する場合に限る。</u>）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「<u>講ずるよう努めなければ</u>」とし，新条例第92条の規定の適用については，<u>同条各号列記以外の部分中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第4条 施行日から令和9年3月31日までの間，新条例第55条の2の2（<u>第94条において準用する場合に限る。以下この条において同じ。</u>）の規定の適用については，<u>新条例第55条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，同条第2項中「実施しなければ」とあるの</u></p>

において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

は「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。